

串本町議会議員政治倫理審査会審査結果

串本町議会議長宛てに令和2年9月11日付で、仲江孝丸議員・沼谷美次議員・吉村聡一郎議員の3名から、串本町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、調査請求書が提出されました。

調査内容は、清水健太郎議員は、自らが代表取締役を務める会社で、数年にわたり無資格・無届で違法な解体工事を行い、また産廃の不適切な処理を行ってきたことが明らかとなった。これは条例第3条(政治倫理基準)第1項に違反する。ということでした。

請求に基づいて、串本町議会議員政治倫理審査会（秘密会）が設置され、慎重な審査の結果、調査請求において指摘されている、解体工事の届け出をしていなかった件については、本人も認め、深く反省していることかと思うが、やはり、行財政運営が適法・適正かを批判し、監視する立場にある議員自らが違法行為をしていたことは、調査請求において指摘する条例第3条第1項第1号に違反抵触し、住民からの信頼を欠く行為である。

不法投棄の件については、現時点では、それが不法投棄であるかどうかは判断できないため、条例に違反しているとはいえないが、本審査会から行った審査に必要な資料請求及び現地確認に対する要求を拒み続ける等、こういった疑義を持たれるような行為を慎み、公人としての範を示すべき行為に努めるよう強く要請する。

また、Y o u T u b e に町職員、議員及び議会を誹謗中傷しているという件について、特に町担当者の発言を無断録音して流すといった行為は、条例第3条第1項第4号に違反抵触し、許されるものではない。清水議員には本件について大いに反省し、当局側との協議の際には条例を厳守し、品位ある対応を求める。

さらに、本調査に関し、審査会から清水議員に対して、必要な資料請求を再三にわたって求めたが、この要求を拒み続けた。これは条例第7条に規定する議員の協力義務等に反する行為である。との報告がなされました。

委員会からの報告を受け、今回の指摘事項のうち一部に条例違反があると認められた件及び議員の協力義務に違反した件について、調査請求の対象となった議員に対し、反省を促し、今一度政治倫理基準についての理解を求めるとともに、町民に対してもその事実を明らかにするため、本審査結果を町ホームページに掲載することにいたしました。